

中央区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について  
(少額随意契約分)

様式14

No	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	区役所事務用庁内利用パソコンの 修繕	200	(株)大塚商会	122,763	平成28年10月14日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
2	行旅死亡人葬祭委託	200	(株)公益社	153,069	平成28年11月7日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G2	-
3	行旅死亡人葬祭委託	200	(株)公益社	153,069	平成28年12月8日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G2	-

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

区役所事務用庁内利用パソコンの修繕

## 2. 契約の相手方

株式会社大塚商会

## 3. 随意契約理由

修理に伴う原因調査を行ったところ、液晶画面の物理破損による故障と判明した。このことから、本原因による修理は保守契約対象外である。しかし、借入契約である端末であることから、修理については、保守契約業者しか取り扱うことができないため。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06 - 6267 - 9625）

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

行旅死亡人葬祭委託

### 2. 契約の相手方

株式会社公益社

### 3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、実務上警察署が、緊急性、利便性を考慮し、直接葬儀取扱業者へ葬儀実行まで死体保管を依頼している。その後、当該区役所へ死体、遺留金品等の引渡し（実際には区役所での死体の引き取りはしない）がある。そのため、業者選択は警察署によりすでに行われている。また、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱いの協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ（電話番号：06-6267-9872）

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

行旅死亡人葬祭委託

### 2. 契約の相手方

株式会社公益社

### 3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、実務上警察署が、緊急性、利便性を考慮し、直接葬儀取扱業者へ葬儀実行まで死体保管を依頼している。その後、当該区役所へ死体、遺留金品等の引渡し（実際には区役所での死体の引き取りはしない）がある。そのため、業者選択は警察署によりすでに行われている。また、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱いの協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ（電話番号：06 - 6267 - 9872）